

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 鯖江市 (都道府県: 福井県)
本事業の担当部局名 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	鯖江市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	10,200,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 「第2期鯖江市こども・子育て支援事業計画(令和2年度から令和6年度までの5年間)」において、今後の子育て政策の具体的な方向や取り組み内容について定め、鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とし、鯖江市が推進しているSDGsの理念を反映しつつ、関連する分野別計画と連携しながら計画を進める。 近年、当市の出生数は減少傾向にあり、当市の人口は自然減を社会増で補う形で維持していたものの、令和4年度になり社会減に転じ、死亡者数が大きく増加したこともあり1%近い人口減がみられた。今後も社会減が続けば自然減とあわせ人口減少が続いていくと見込まれる。 <本個別事業の位置付け> 将来的に子供をもつ可能性のある若い世帯の婚姻・定住を促進することで、他自治体からの転入および出生数の維持・増加をはかり、市の人口の長期的な維持につなげることをねらいとする。また、令和3年の合計特殊出生率は1.54であり、全国平均の1.30を上回ってはいるが、県平均の1.57を下回る状況となっている。 結婚新生活支援事業を実施することで、婚姻数の増加を図り、課題解決を目指す。 (本個別事業における現状と課題) (課題への対応)			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐ 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐ 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐ 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐ 自治体独自基準の場合
	【対象費目】			
	☒ 家賃	☒ 住宅購入費用	☒ リフォーム費用	☒ 引越費用
	【その他独自要件】			
・夫婦共に市税の滞納がないこと ・夫婦の一方または双方が対象住居を所在地として本市の住民登録がされていること ・福井県が実施する共家事(トモカジ)講座を受講し、修了していること ・対象となる婚姻期間 令和5年9月1日~令和6年3月31日				
2. 申請見込				
①新規世帯見込				
上記のうち 20 世帯 ともに29歳以下 14 世帯 左記以外 6 世帯				
【積算根拠】				
本市の婚姻件数は292件であり、県内の他市町の実績に鑑み、年間の申請件数を40件、うちともに29歳以下を28件と見込んだ。 今年度は約半年の実施となるため、年間件数の2分の1を今年度の申請見込件数とした。				
【令和4年度申請状況】 (令和 年 月 ~ 令和 年 月) 申請 世帯数 世帯				
②継続補助見込				
見込世帯数 継続補助実施の有無 世帯 対象経費支出予定額 円				
3. 広報の実施予定				
・市広報誌(約23,000世帯全戸配布)に情報掲載 ・市HPに記事を掲載 ・住宅補助、移住支援担当課と連携し、案内配布 ・婚姻届提出者(夫婦共に39歳以下)に対し窓口で案内配布 ・成人式(令和6年鯖江市はたちのつどい)の出席者に案内配布				

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻件数	件	320 (令和6年)	292 (令和4年)
	0歳児の人口	人	500 (R7. 1. 1時点)	486 (R5. 1. 1時点)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.54 (令和3年)	
	婚姻件数	件	292 (令和4年)	
	婚姻率		4.2 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・県HPの結婚新生活支援事業のページに事業実施の掲載を依頼する。 ・県が実施する共家事講座の受講を、当該補助金の支給要件とした。 ・内閣府や県、ふくい結婚応援協議会と連携し、フォローアップ調査等の報告に協力する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・鯖江市婦人福祉協議会と連携し、結婚相談や婚活イベントの参加者に対し、案内チラシの配布を行い、結婚新生活支援事業制度の情報提供を図る。			